

社労連第174号
令和2年3月31日

都道府県社会保険労務士会会长 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実
(公印省略)

電子申請による届出にかかる取り扱いについて、「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」の一部改正について及び社会保険労務士の電子申請における雇用保険関係手続に係る事業主の電子署名の省略について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省年金局事業管理課長から、別紙1のとおり令和2年3月19日付事務連絡「電子申請による届出にかかる取り扱いについて」により、別紙2のとおり同日付事務連絡「「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」の一部改正について」により、同省職業安定局雇用保険課長から、別紙3のとおり令和2年3月31日付職保発0331第4号「社会保険労務士の電子申請における雇用保険関係手続に係る事業主の電子署名の省略について」により周知依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

(担当:業務部企画・広報課 企画係)

事務連絡
令和 2 年 3 月 19 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

電子申請による届出にかかる取扱いについて

標記について、別添のとおり日本年金機構事業企画部門担当理事及び日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知しましたので、お知らせいたします。

年管管発 0319 第 1 号
令和 2 年 3 月 19 日

日本年金機構
事業企画部門担当理事 殿
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

電子申請による届出にかかる取扱いについて

「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 80 号）が令和元年 12 月 13 日に公布され、電子申請における認証方式について、令和 2 年 4 月よりこれまでの電子証明書に加え、G ビズ ID（経済産業省が提供する、事業者向けの共通的な認証システム（法人共通認証基盤）をいう。以下同じ。）も利用できることとなったところである。については、下記のとおり取扱うこととしたので、遗漏のないよう取り扱われたい。

記

1. G ビズ ID を利用した電子申請の活用

年金関係手続においては、令和 2 年 4 月 1 日より、以下の届書について、G ビズ ID を利用した電子申請による届出を可能とすること。

- ①健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届
- ②健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/厚生年金保険 70 歳以上被用者不該当届
- ③健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届
- ④健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届/厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届
- ⑤健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/厚生年金保険 70 歳以上被用者賞与支払届
- ⑥健康保険被扶養者（異動）届/国民年金第 3 号被保険者関係届
- ⑦国民年金第 3 号被保険者関係届

2. G ビズ ID に対応した届書作成プログラムの提供開始等について

日本年金機構ホームページにおいて公開している「届書作成プログラム」に申請機能を追加し、令和 2 年 4 月 1 日より、提供を開始すること。

※ 同日以降、同プログラム又は市販ソフトウェア等により作成した届書データ（CSV 形式）について、マイナポータルを通じて、G ビズ ID 又は公的個人認証（マイナンバーカード）を用いた認証による電子申請が可能となる。

事務連絡
令和 2 年 3 月 19 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」の一部改正について

標記について、別添のとおり日本年金機構事業企画部門担当理事及び日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知しましたので、お知らせいたします。

年管管発 0319 第 2 号
令和 2 年 3 月 19 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」の一部改正について

電子申請における、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができる書類（以下「代行証明書」という。）をもって電子署名を省略することができる取扱いについては、平成 26 年 7 月 7 日年管管発第 5 号（以下「平成 26 年通知」という。）（別添 1）により取り扱ってきたところであるが、令和 2 年 4 月 1 日より、経済産業省が提供する、法人番号を活用し一つの ID パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム（以下「G ビズ ID」という。）による電子申請が開始されることから、下記のとおり取扱いを改めることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済みであることを申し添える。

記

1. 代行証明書の具体例の変更

平成 26 年通知中 3 (4) アを別紙のとおり改める。

別紙

「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」（平成 26 年 7 月 7 日年管管発 0707 第 5 号、年国発 0707 第 1 号）

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について (略)</p> <p>記 1～2 (略) 3 (1)～(3) (略) (4) 代行証明書等の様式 ア 代行証明書の様式は、別添2のとおりであり、GビズIDによる電子申請の場合においては、社会保険労務士証票の写しの貼付が必要であるので、受付の際は留意すること。 なお、令和2年3月31日より前に使用されていた改正前の別紙2の様式については、委託に変更がない限り、令和2年4月1日以降も引き続き当該様式を使用して社会保険労務士に係る電子証明書により電子申請ができること。</p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について (略)</p> <p>記 1～2 (略) 3 (1)～(3) (略) (4) 代行証明書等の具体例 ア 代行証明書の具体例は、別紙1、2のとおりであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p>

別添1【改正前】

年管管発0707第5号
年国発0707第1号
平成26年7月7日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公印省略)

厚生労働省年金局国際年金課長

(公印省略)

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略については、これまで「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」（平成20年6月23日付け府保険発第0623001号・社業発第13号社会保険庁運営部企画課長・医療保険課長・年金保険課長・社会保険業務センター総務部長連名通知）及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」（平成21年3月18日付け府保険発第0318001号社会保険庁総務部総務課長・運営部年金保険課長連名通知）により実施してきたところであるが、今後は、日本年金機構の定める電子申請が可能な手続すべてについて下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施について遺漏なきよう取り計らわれたい。社会保障協定関係の手続についても下記のとおり取り扱うこととすることを念のため申し添える。

これに伴い、「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」は廃止する。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済であり、別途通知していること、また、全国健康保険協会には保険局保険課より別途通知されることを申し添える。

記

1 事業主が提出する届書等について

事業主が提出する届書等に係る手続を社会保険労務士が代行する場合は、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができる書類（以下「代行証明書」という。）を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることを可能とする。

2 被保険者が事業主を経由して提出する届書等について

被保険者が事業主を経由して提出する届書等に係る手続をする場合は、被保険者本人が作成した、事業主を代理人とする旨（社会保険労務士が事業主の提出代行者である場合は、当該社会保険労務士を復代理人とする旨も含む。）の委任状を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることを可能とする。

3 実施方法

（1）電子データの形式

電子データの形式は、JPEG（拡張子：jpg）又は、PDF（拡張子：pdf）とすること。

（2）原本の保存

届書等、代行証明書及び委任状の原本（紙届書等）については、事業主又は社会保険労務士において提出後2年間（健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第34条、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第20条及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第28条に定める法定保存期限）保存すること。

（3）年金事務所等における事務処理について

日本年金機構は、年金事務所等における電子申請の受付時に、代行証明書や委任状の添付を確認すること。

（4）代行証明書等の具体例

ア 代行証明書の具体例は、別紙1、2のとおりであること。

イ 委任状の具体例は、別紙3のとおりであること。

（5）届書等の様式への注記

電子申請が可能な届書等については、当該届書等の「記入方法」欄等に、電子申請による届出が可能であること、及び社会保険労務士が提出代行する場合に代行証明書や委任状を添付することにより事業主や被保険者の電子署名を省略することができることを追記すること。

当面の間は、当該記載のない届書等も使用可能とするが、できる限り速やかに対応すること。

4 実施時期

1から3までの措置は、平成26年7月8日申請分から実施。

【改正後】

年管管発0707第5号
年国発0707第1号
平成26年7月7日

(改正: 令和2年3月19日年管管発0319第2号)

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公印省略)

厚生労働省年金局国際年金課長

(公印省略)

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略については、これまで「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」(平成20年6月23日付け府保険発第0623001号・社業発第13号社会保険庁運営部企画課長・医療保険課長・年金保険課長・社会保険業務センター総務部長連名通知)及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」(平成21年3月18日付け府保険発第0318001号社会保険庁総務部総務課長・運営部年金保険課長連名通知)により実施してきたところであるが、今後は、日本年金機構の定める電子申請が可能な手続すべてについて下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施について遺漏なきよう取り計らわれたい。社会保障協定関係の手続についても下記のとおり取り扱うこととすることを念のため申し添える。

これに伴い、「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」は廃止する。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済であり、別途通知していること、また、全国健康保険協会には保険局保険課より別途通知されることを申し添える。

記

1 事業主が提出する届書等について

事業主が提出する届書等に係る手続を社会保険労務士が代行する場合は、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができる書類(以下「代行証明書」という。)を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることを可能とする。

2 被保険者が事業主を経由して提出する届書等について

被保険者が事業主を経由して提出する届書等に係る手続をする場合は、被保険者本人が作成した、事業主を代理人とする旨（社会保険労務士が事業主の提出代行者である場合は、当該社会保険労務士を復代理人とする旨も含む。）の委任状を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることを可能とする。

3 実施方法

（1）電子データの形式

電子データの形式は、JPEG（拡張子：jpg）又は、PDF（拡張子：pdf）とすること。

（2）原本の保存

届書等、代行証明書及び委任状の原本（紙届書等）については、事業主又は社会保険労務士において提出後2年間（健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第34条、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第20条及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第28条に定める法定保存期限）保存すること。

（3）年金事務所等における事務処理について

日本年金機構は、年金事務所等における電子申請の受付時に、代行証明書や委任状の添付を確認すること。

（4）代行証明書等の様式

平成26年通知中3（4）アを以下のとおりとする。

ア 代行証明書の様式は、別添2のとおりであり、GビズIDによる電子申請の場合においては、社会保険労務士証票の写しの貼付が必要であるので、受付の際は留意すること。

なお、令和2年3月31日より前に使用されていた改正前の別紙2の様式については、委託に変更がない限り、令和2年4月1日以降も引き続き当該様式を使用して社会保険労務士に係る電子証明書により電子申請ができること。

イ 委任状の具体例は、別紙3のとおりであること。

（5）届書等の様式への注記

電子申請が可能な届書等については、当該届書等の「記入方法」欄等に、電子申請による届出が可能であること、及び社会保険労務士が提出代行する場合に代行証明書や委任状を添付することにより事業主や被保険者の電子署名を省略することができるることを追記すること。

当面の間は、当該記載のない届書等も使用可能とするが、できる限り速やかに対応すること。

4 実施時期

1から3までの措置は、平成26年7月8日申請分から実施。

別紙1 (令和2年3月31日廃止)

提出代行に関する証明書（個別委託用）

平成 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 _____

○事務所所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく下記の届書等の提出代行事務を委託していることを証します。

記

【委託事項】

（具体的な申請書等の名称を記入する。）

【委託期間】

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ 

別紙2 (令和2年3月31日新規申請終了)

提出代行に関する証明書（継続委託用）

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 _____

○事務所所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ 印

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効である ことを証します。
	氏名 _____ 印

委任状

(代理人)

事業所所在地 _____

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

電話番号 _____

(復代理人)

社会保険労務士事務所所在地 _____

社会保険労務士事務所名称 _____

社会保険労務士氏名 _____

電話番号 _____

私は上記の者を代理人及び復代理人に選定し、次の事項に関する手続の権限を委任します。

この委任状をもって委託者の電子署名に代えることとし、電子申請により以下の届書等を管轄年金事務所へ提出を行うこと。

(届書名)

平成 年 月 日

委任者住所 _____

委任者氏名 _____ (印)

委任者氏名 (第3号被保険者)

_____ (印)

(注) 「健康保険被扶養者(異動)届」と「国民年金第3号被保険者(資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)、資格喪失、死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正))届」を同時に提出する場合は、健康保険の被保険者及び第3号被保険者双方が委任者になります。

別添 2

提出代行に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所所在地 _____

○社会保険労務士事務所名称 _____

○社会保険労務士氏名 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所所在地 _____

○事業所名称 _____

○事業主氏名 _____ 

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。
	氏名 

G ビズ ID による申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（表
面）
※電子証明書による申請の場合は、貼
付不要

G ビズ ID による提出の場合は、
社会保険労務士証票コピー貼付（裏
面）
※記載がある場合のみ
※電子証明書による申請の場合は、貼
付不要

職保発 0331 第4号
令和2年3月31日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省職業安定局雇用保険課長

社会保険労務士の電子申請における雇用保険関係手続に係る
事業主の電子署名の省略について

日頃から、雇用保険行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成20年6月23日付け「社会保険労務士の電子申請における社会保険及び雇用保険関係手続に係る事業主の電子署名の省略について」（職保発0623001号、庁文発第0623002号。以下、「平成20年通知」という。）により、お知らせしているところですが、令和2年4月1日から、経済産業省が提供する、一つのIDパスワードで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム（以下、「GビズID」という。）を活用した電子申請サービスが開始され、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第80号）に基づき、これまでの電子証明書に加えてGビズIDも利用可能となることから、令和2年4月1日以降の取扱いを下記のとおり改めることとしましたので、貴連合会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、これに伴い、平成20年通知は廃止いたします。

記

1 対象手続

対象となるのは、社会保険労務士が、電子申請により事業主の提出代行を行う雇用保険関係手続です。

2 社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものについて

事業主の電子署名の代替となり得る「社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるもの」とは、委任状、契約書等の名称にかかわらず、事業主が自らの申請書等の提出に関する手続を自らに代わって当該社会保険労務士に行わせることとしていることが明らかであるもの（以下「証明書」という。）をいいます。

なお、電子申請に添付する証明書（電磁的記録化されたもの）は、必ずしも印象の赤色が確認できるものでなく、白黒のもので差し支えありません。

3 証明書の具体例について

証明書は、その内容から、有効なものであることを明確に判断できるものでなければなりません。

証明書の具体例は、別紙1のとおりであり、GビズIDによる電子申請の場合においては、社会保険労務士証票の写しの貼付が必要です。

なお、令和2年4月1日以降に証明書の新規交付を行う場合は、別紙1の様式によることとなりますが、令和2年3月31日より前に使用されていた別紙2の様式については、委託に変更がない限り、令和2年4月1日以降も引き続き当該様式を使用して社会保険労務士に係る電子証明書により電子申請ができます。

(別紙1)

提出代行に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所所在地 _____

○社会保険労務士事務所名称 _____

○社会保険労務士氏名 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所所在地 _____

○事業所名称 _____

○事業主氏名 _____ 

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。
	氏名 

G ビズ ID による申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（表
面）
※電子証明書による申請の場合は、貼
付不要

G ビズ ID による申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（裏
面）
※記載がある場合のみ
※電子証明書による申請の場合は、貼
付不要

令和2年3月31日をもって新規交付終了

(別紙2)

提出代行に関する証明書（継続委託用）

平成 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 _____

○事務所所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ 

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効である ことを証します。
	氏名 

○厚生労働省令第八十号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）の規定に基づき、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよう定める。

令和元年十二月十三日

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十五年厚生労働省令第四十号）の一部を次の表のよう改止する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

改 正 前

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(新設)
(申請等の入力事項等)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行

われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る

電子計算機と接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る。）を備えているものとを電気通信回線で接続したものとする。

(申請等の入力事項等)

第三条 法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項

(次項に規定する事項を除く。)及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならぬ。

(申請等の入力事項等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項

(次項に規定する事項を除く。)及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 行政機関等に對して行うこととさる、又は行政機関等が行うことととしている厚生労働省の所管する法令の規定に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

2 行政機関等に對して行うこととさる、又は行政機関等が行うことととしている厚生労働省の所管する法令（告示を含む。）の規定に基づく手続等（法第六条から第九条までの適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並

びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

2 行政機関等に對して行うこととさる、又は行政機関等が行うことととしている厚生労働省の所管する法令（告示を含む。）の規定に基づく手続等（法第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

第三条 法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項（次項に規定する事項を除く。）及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならぬ。

2 前項の規定により申請等が行われる場合において、行政機関等は、当該申請等につき規定した法令（告示を含む。）の規定により添付すべきこととされる書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録される事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項をあわせて入力させることができる。
(削る)

3 行政機関等は、申請等を行う者が、前項に規定する事項を入力する場合において、次の各号に掲げる場合（法第十一条の規定の適用がある場合を除く。）には、当該申請等について規定した法令（法律及び政令を除き、告示を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。
る。
一～三 (略)
4 (略)
5 法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、第一項に規定する申請等を行つたことにより得られた納付情報により当該手数料を納付する方法とする。
(削る)

2 前項の規定により申請等が行われる場合において、行政機関等は、当該申請等につき規定した法令の規定により添付すべきこととされる書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を、あわせて入力させることができる。

第五条 | (電子署名)

第五条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行おうとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならぬ

二 電子署名等に係る地方公共団体情報シ
ス （略）

成十四年法律第百五十三号) 第
項に規定する署名用電子証明書

3 前条第一項の規定により電子情報処理組

織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請

第六条第一項に規定する申請等をする者の
等を行おうとする者は、これらの番号を注
使用に係る電子計算機から入力してその申

4 | 請等を行わなければならない。

織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力並びに個人の身体の一部の特

徵を電子計算機の用に供するために戸換した符号その他の申請等を行う者を認証する

ための符号（以下「生体認証符号等」という。）の使用を要することとしている申請等を行おうとする者は、識別番号及び暗証番号

号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用してその申請等を行わなければならない。

第四条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行おうとするときは、当該手数料を現金で納付することができる。

第四条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行おうとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならぬ

一 (略) 二 電子署名等に係る地方公共団体情報シ ス （後藤一郎）

第一項に規定する署名用電子証明書

3 前条第一項の規定により電子情報処理組

織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請

等を行おうとする者は、これらの番号を法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力してその申

（新設）請等を行わなければならぬ。

5 | 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号の入力及び生体認証符号等の使用を要することと

している申請等を行おうとする者は、識別番号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用して

その申請等を行わなければならない。

6 | 前三項の規定による申請等を行おうとする者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ第三項若しくは

第四項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号又は前項の規定による申請等に係る識別番号の通知を受けている者については、この限りで

7 | 行政機関等は、前項の届出を受けたときは、第三項若しくは第四項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号又は第五項の規定による申請等に係る識別番号を付し、これらの番号を当該届出を行つた者に通知するものとする。

8 | 前項の通知を受けた者は、第六項の規定により届け出た事項その他の行政機関等が指定する事項に変更があつたとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。

(署名等に代わる措置)

第六条 法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(新設)

一 | 電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること

4 | 前項の規定による申請等を行おうとする者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ前項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号の通知を受けている者については、この限りで

5 | 行政機関等は、前項の届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を当該届出を行つた者に通知するものとする。

6 | 前二項の規定により識別番号及び暗証番号を通知された者は、第四項の規定により届け出た事項その他の行政機関等が指定する事項に変更があつたとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。

7 | 前条第五項に規定する識別番号を入力し生体認証符号等を使用すること

8 | 前項の規定により識別番号及び暗証番号を添付することとする。

9 | 行政機関等は、前項の規定により識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を当該届出を行つた者に通知するものとする。

10 | 法第七条第四項及び第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

11 | (申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

12 | 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

13 | 一 | 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

14 | 二 | 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認められる場合

15 | 三 | 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

(新設)

一 | 前条第三項に規定する識別番号及び暗証番号を入力すること

(新設)

二 | 前条第四項に規定する識別番号及び暗証番号を入力し生体認証符号等を使用すること

(新設)

三 | 前条第五項に規定する識別番号を入力し生体認証符号等を使用すること

(新設)

と併せて送信すること又は前条第三項に規定する識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等で定める措置は、電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等で定める場合

二項各号に掲げる電子証明書を当該申請等で定める措置は、電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等で定める場合

第八条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織

(新設)

の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させる機能(当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る)を備えているものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(処分通知等の入力事項等)

第九条 (削る)

第六条 行政機関等は、法第四条第一項の規定により、電子情報処理組織による申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めるときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(処分通知等の入力事項等)

第十条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方法)

(新設)

定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(削る)

3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行おうとする行政機関等は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(届出)

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

(新設)

第十一條 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

(新設)

行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を前条に規定する行

(縦覧等の方法)

第十二条 行政機関等は、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(作成等の方法)

第十三条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合には、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。（健康保険法施行規則等の一部改正）

第二条 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第三号」を「第三条第五号」に改める。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百六十条
二 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第四十五条

（労働基準法施行規則等の一部改正）

（生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則）

（厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則）

（第四条第一項）を「第五条第一項」に改める。

一 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十九条の三
二 じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第三十八条
三 労働災害防止法施行規則（昭和三十九年労働省令第十九号）第十三条

(縦覧等の方法)

第七条 行政機関等は、法第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録された事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(作成等の方法)

第八条 行政機関等は、法第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合には、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。（健康保険法施行規則等の一部改正）

第二条 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第三号」を「第三条第五号」に改める。

一 健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第四十五条

（労働基準法施行規則等の一部改正）

（生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則）

（厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則）

（第四条第一項）を「第五条第一項」に改める。

一 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十九条の三
二 じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第三十八条
三 労働災害防止法施行規則（昭和三十九年労働省令第十九号）第十三条

四 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十号）第十三条

第五条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第一百条の二

第六 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第七十五条（栄養士法施行規則等の一部改正）

第四条 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）第二十条第二項

二 臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第七条第三項

三 義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第七条第三項（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正）

第五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。
(労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正)

第六条 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三を削る。
(最低賃金法施行規則の一部改正)

第五条の四第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第五条の三とする。

第五条の三を削る。
(最低賃金法施行規則の一部改正)

第四条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」（昭和三十二年七月一日施行）を「情報通信技術活用法」（昭和三十四年七月一日施行）に改める。

（第六条第一項）に、「情報通信技術利用法第二条第五号」を「情報通信技術活用法第三条第七号」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に改める。

（第六条第一項）に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（第六条第一項）に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（第六条第一項）に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（第六条第一項）に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（第六条第一項）に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（第六条第一項）に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（第六条第一項）に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第八十条第一項及び第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第二項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第五条第二項」に改める。

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第九条 雇用保険法施行規則 (昭和五十年労働省令第三号) の一部を次のように改正する。

第一百四十五条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項を「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項」に、「情報通信技術利用法第二条第五号」を「情報通信技術活用法第三条第七号」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項及び第三項」を「第五条第一項及び第三項」に改める。

(厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則 (平成十八年厚生労働省令第三十九号) の一部を次のように改正する。

第二条の十第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項を「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第五条第一項」に改め、同条第三項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項」を「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第五条第二項」に改める。